

「医療費控除の明細書」の記載要領〔姫路市〕

- ▶ 平成30年度（平成29年分）から、市民税・県民税の医療費控除に関する申告については、医療費の領収書の添付が不要となり、「医療費控除の明細書」を添付していただくことになっています。
 - ・ 領収書は、明細書の内容を確認させていただく場合がありますので、5年間保管してください。
 - ・ 医療費控除の対象は、自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った治療・療養のために要した費用（診療費、治療費、入院費及び医薬品購入費等）をいい、疾病の予防又は健康増進のために供された医薬品の購入及び健康診断等に要する経費は、含まれません。
- ▶ なお、令和2年度（平成31年・令和元年分）の申告までは、領収書の添付によることもできます。
〔但し、令和3年度（令和2年分）以降は、領収書の添付による申告はできません。〕
- ▶ また、平成29年度（平成28年分）以前の申告は、引き続き領収書の添付が必要です。

1 医療費通知に関する事項

〔※医療費通知の添付が必要です〕

(1) 医療費通知に記載された医療費額

- ▶ 自己が負担した医療費の合計額を記入します。通知が複数ある場合は、全て合計し記入します。

(2) (1)のうち平成31年・令和元年中に実際に支払った額

- ▶ (1)の医療費のうち、平成31年・令和元年中に実際に支払った医療費の合計額を記入します。
- ▶ 医療費通知に記載された医療費の額は、平成31年・令和元年中に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書等でご確認ください。

(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される額

- ▶ 生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金（入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など）がある場合に、その金額を記入します。
- ▶ 保険金などで補填される金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても、他の医療費からは差し引きません。

2 医療費の明細【上記1以外の事項に関する明細】

〔※医療費の領収書の添付は不要です〕

- ▶ 「医療を受けた方の氏名」ごとで、かつ、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとに、まとめて記入することができます。

(1) 医療を受けた方の氏名

- ▶ 医療を受けた方の氏名を記入します。

(2) 病院・薬局などの支払先の名称

- ▶ 診療を受けた病院や、治療・療養のための医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。

(3) 支払った医療費額

- ▶ 医療費控除の対象となる金額を記入します。

(4) 左のうち生命保険や社会保険などで補填される額

- ▶ 上記1(3)と同じです。

その他

「医療費控除の明細書」、「医療費通知」のほか、添付又は提示が必要な書類の例

- ▶ 次の費用について、医療費控除の申告をする場合は、それぞれ該当する書類の取得が必要です。

これらの書類に記載された①証明年月日、②証明書の名称及び③証明者の名称（医療機関名等）を下記の欄に記載することで、添付又は提示を省略しても差し支えありません。この場合、添付等を省略した証明書などは、申告期限等から5年間ご自宅等で保存する必要があります。

- (1) 寝たきりの人のおむつ代 ▶ 医師が発行した「おむつ使用証明書」
 - ・ おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を、証明書に代えることができます。
- (2) 指定運動療法施設の利用料金 ▶ 運動療法実施証明書
- (3) ストマ用装具の購入費用 ▶ ストマ用装具使用証明書
- (4) B型肝炎患者の介護に当たる同居の親族が受ける同ワクチンの接種費用
 - ▶ 医師の診断書〔当該患者がB型肝炎にかかっており、医師による継続的治療を要する旨の記載のあるもの〕
- (5) 白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費用
 - ▶ 処方箋〔医師が、白内障等一定の疾病名と治療を必要とする症状を記載したもの〕
- (6) 市町村又は認定民間事業者による在宅療養の介護費用 ▶ 在宅介護費用証明書

① 証明年月日	② 証明書の名称	③ 証明者の名称（医療機関名等）

医療費控除についての詳細は、国税庁のホームページに掲載されています。

医療費通知などの書類を添付する場合は、ここに貼ってください。